

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(43) 国際公開日
2007年1月11日 (11.01.2007)

PCT

(10) 国際公開番号
WO 2007/004591 A1

(51) 国際特許分類:

G09F 1/08 (2006.01)

(YOSHIDA, Fusao) [JP/JP]; 〒5013936 岐阜県関市倉知 2639-1 Gifu (JP).

(21) 国際出願番号:

PCT/JP2006/313151

(74) 代理人: 向山 正一 (MUKAIYAMA, Shoichi); 〒4600002 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番30号 丸の内オフィス・フォーラム 503 Aichi (JP).

(22) 国際出願日:

2006年6月30日 (30.06.2006)

日本語

(25) 国際出願の言語:

日本語

(26) 国際公開の言語:

日本語

(30) 優先権データ:

特願2005-196180 2005年7月5日 (05.07.2005) JP

(81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

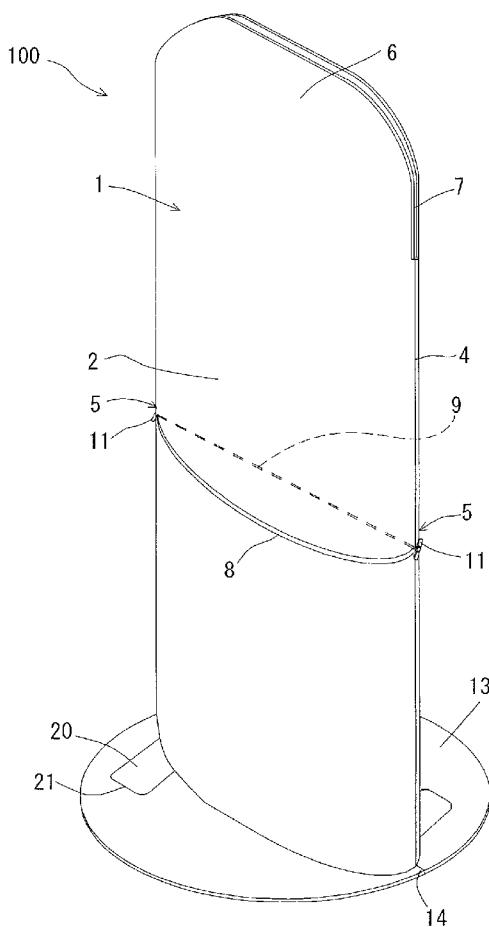
(71) 出願人(米国を除く全ての指定国について): 株式会社リンクス (LINKS CO., LTD.) [JP/JP]; 〒5013936 岐阜県関市倉知 2639-1 Gifu (JP).

(84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD,

/ 続葉有 /

(54) Title: DISPLAY BODY FOR EXHIBITION

(54) 発明の名称: 展示用表示体



(57) Abstract: A display body (100) for exhibition has a single fold line (8) for folding the body up formed about the center in the longitudinal direction of a paperboard tubular body (1) that is folded back at its both ends. The paperboard tubular body (1) has an elastic member (9) held or fixed at one end or at the other end to both ends or to the vicinity of both ends. The elastic member (9) urges the tubular body (1) in the direction where both ends (5) of the tubular body (1) are closer to each other. The display body (100) for exhibition is capable of standing by itself by urging force of the elastic member (9) and is capable of being folded up when the tubular body (1) is pressed in the direction to stretch the elastic member (9) and folded along the fold line (8).

(57) 要約: 本発明の展示用表示体100は、両側端が折り曲げられた板紙製筒状体1の長手方向の中央付近に形成された1つの折り畳み用折り目8を備え、板紙製筒状体1は、両側端もしくはその付近に一端側および他端側が保持もしくは固定された弹性部材9を有し、弹性部材9は、筒状体1の両側端5が近接する方向に付勢する。展示用表示体100は、弹性部材9の付勢力により自立可能、かつ、筒状体1を弹性部材9が伸張する方向に押しつつ折り目8にて折り曲げることにより、折り畳み可能である。



SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:
— 国際調査報告書

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

明細書

展示用表示体

技術分野

[0001] 本発明は、店頭、ショウルーム、展示会会場等適宜の展示場所に立てる広告表示板、案内表示板等展示用表示体に関し、弾性部材を利用して簡単に自立でき、また折り畳み可能な展示用表示体に関する。

背景技術

[0002] 従来、立て看板装置として、左右両側縁が折曲自在部を介して連結された前・後面板からなるパネル体で、その後面板に劣弧の切り線と折り線で形成される起伏可能な維持用板部を備えたものがある(特許文献1参照)。また、立体広告装置として、表板と裏板を筒状とした胴体の内部に複数の支持板に引き部材を貫通させたものがある(特許文献2参照)。

[0003] 特許文献1:実用新案登録第3093422号公報

特許文献2:実用新案登録第3092479号公報

発明の開示

発明が解決しようとする課題

[0004] 特許文献1の立て看板装置は、後面板に起伏可能な複数の維持用板部を備え、脚部材が別体とした構造であり、各維持用板部を折り曲げ、脚部材を底部に嵌めるので、組立に手間がかかる。また、後面に開口ができるので、後面は表示面としないなどの問題がある。特許文献2の立体広告装置では、複数の支持板を貫通する引き部材の構成が複雑である。

[0005] 本発明の目的は、板紙製筒状体を立てる時には弾性部材の付勢力により変形させて自立させて展示することができ、又筒状体の折り畳み時には弾性部材を伸張方向に押して折り畳み可能とできる展示用表示体を提供するものである。

課題を解決するための手段

[0006] 本発明の展示用表示体は、両側端が折り曲げられた板紙製筒状体からなり、かつ該板紙製筒状体の長手方向の中央付近に設けられるとともに該筒状体の軸に対し

てほぼ直交するように形成された1つの折り畳み用折り目もしくは該筒状体の長手方向に離間して設けられるとともに該筒状体の軸に対してほぼ直交するように形成された複数の折り畳み用折り目を備えた展示用表示体であつて、前記板紙製筒状体は、前記折り曲げられた両側端もしくはその付近に一端側および他端側が保持もしくは固定された弾性部材を有し、該弾性部材は、伸縮可能であるとともに前記筒状体の前記両側端が近接する方向に付勢するものであり、そして、前記展示用表示体は、前記弾性部材の付勢力により、前記両側端が近接する方向に前記筒状体が変形することにより自立可能であり、かつ、前記筒状体を前記弾性部材が伸張する方向に押しかかつ前記折り目にて折り曲げることにより、折り畳み可能である。

図面の簡単な説明

[0007] [図1]図1は、本発明の実施例の展示用表示体を立てた状態の斜視図である。

[図2]図2は、図1に示した展示用表示体の側面図である。

[図3]図3は、図1に示した展示用表示体の縦断面図である。

[図4]図4は、図1に示した展示用表示体の横断平面図である。

[図5]図5は、図1に示した展示用表示体の要部拡大断面図である。

[図6]図6は、図1に示した展示用表示体の折り畳み時の斜視図である。

[図7]図7は、図1に示した展示用表示体の展開図である。

[図8]図8は、図1に示した展示用表示体の足板の展開図である。

[図9]図9は、本発明の他の実施例の展示用表示体を立てた状態の斜視図である。

[図10]図10は、図9に示した展示用表示体の側面図である。

発明を実施するための最良の形態

[0008] この発明の展示用表示体を実施するための最良の形態を図面に基づいて説明する。

本発明の展示用表示体100は、両側端が折り曲げられた板紙製筒状体1の長手方向の中央付近に形成された1つの折り畳み用折り目8もしくは筒状体1の長手方向に離間して設けられるとともに筒状体1の軸に対してほぼ直交するように形成された複数の折り畳み用折り目を備える。板紙製筒状体1は、両側端もしくはその付近に一端側および他端側が保持もしくは固定された弾性部材9を有する。弾性部材9は、筒状

体1の両側端5を近接する方向に付勢し、展示用表示体100は、弾性部材9の付勢力により自立可能である。さらに、展示用表示体100は、筒状体1を弾性部材が伸張する方向に押しかつ折り畳み用折り目8にて折り曲げることにより、折り畳み可能である。

[0009] そこで、図面に示す好適実施例について説明する。

この実施例の展示用表示体100は、板紙製筒状体1と足板13とにより形成されている。

筒状体1は、図7の展開図に示すように、可撓性を有する厚紙製、或いは段ボール紙製等板紙で、同じ大きさの表板2と裏板3が縦方向の折り目4aを介して連設された状態となっている。そして、表板2の端部に縦方向の折り目4bの側部に接着片2aが設けられている。この接着片2aを裏板3に接着して両側端5が折り目4aおよび4bにて折り曲げられることにより、板紙製筒状体1が形成されている。また、足板13は、図4及び図8に示すように、厚紙製、或いは段ボール紙製等板紙で略円形に形成されるとともに、中央に折り目14を有する。また、足板13は、折り目14の線に対称に筒状体1への貼着のための一対の貼着片17を備え、この貼着片17が筒状体の表裏板の下部に貼着されている。足板13は、折り目14で展開又は折り畳み可能となっている。図に示す実施例では、表板2と裏板3は長方形となっており、筒状体1は、縦長の長方形のものとなっている。

筒状体1の表板2と裏板3の上部は略円弧状に形成されている。上部の円弧部6から両端上部の折り目4に相当する部分まで開放部7が設けられている。開放部7は両端上部にコ字型切り込みを入れて形成し、筒状体1の上部を開閉し易くしてある。筒状体の上部は円弧状とし、その両端部に開放部を設けたが、この形状に限られるものではない。また、接着片は表板2の端部に折り目4を介して設けたが、裏板の端部、或いは表板と裏板の両方の端部に設けて接着するようにしても良い。

[0010] 図1ないし図6に示すように、この実施例の展示用表示体100は、両側端5が折り曲げられた板紙製筒状体1を備え、筒状体1は、筒状体1の長手方向の中央付近に設けられるとともに筒状体1の軸に対してほぼ直交するように形成された1つの折り畳み用折り目8を有している。

この実施形態では、筒状体1は、縦長の長方形で、その表板2と裏板3との長手方向の中央付近に折り畳み用折り目8を備え、2つ折りに折り畳みできるようにしてある。例えば、筒状体1を高さ約1メートル、幅約35cmの大きさのものとした場合には、ほぼ中央部に折り目を設け2つ折りにして折り畳みできるようにすることが好ましい。また、筒状体1は、折り畳み用折り目8より上部を下部より若干長く設け(言い換えれば、折り畳み用折り目8が筒状体1の中央より若干下部側となる位置に設け)、図6に示すように、筒状体1および足板13の折り畳み時に、筒状体1の上部の端と、足板13の突片20の端がほぼ同じ長さとなるようにしてもよい。このようにすれば、折り畳み時に筒状体の上部と、足板を有する筒状体の下部を重ねてコンパクトに折り畳みできるようになる。また、筒状体1の上端は円弧状となっている。

[0011] この実施形態では、筒状体1の長手方向のほぼ中央に折り目を設けた場合を示したが、これに限られるものではない。例えば、筒状体の全高が高いときには、コンパクトに折り畳むために、筒状体の長手方向に離間して設けられるとともに筒状体の軸に対してほぼ直交するように形成された複数の折り畳み用折り目を設けることが好ましい。

筒状体1に設けられる折り畳み用折り目8は、板紙の紙厚を考慮して折り曲げ易くするために間隔を狭くした2本の平行な折り目を設けて、表板2と裏板3をこの2本の折り畳み用折り目8でそれぞれ断面コ字型に折り曲げできるように構成されている。なお、折り畳み用折り目8は1本の折り目としてもよい。この筒状体1は、伸ばすときには、表板2と裏板3を折り畳み用折り目8で展開して長手方向に広げられる。また、筒状体1を折り畳む時には、両側端5を折って表板2と裏板3を合わせて扁平状とした後、扁平とした筒状体1を折り畳み用折り目8で折り返すことにより折り畳まれる。

この筒状体1の表裏両面またはいずれかが、広告、宣伝等の表示面として使用される。表示面は、広告、宣伝、案内等の表示を印刷、写真製版、手書きす、印刷物の貼着、コーティング等により構成される。

この実施例では、筒状体1は、縦長の長方形形状とし、上部を円弧状としたが、これに限られるものではなく、例えば、人の形、各種キャラクターの形にかたどったものなど、適宜の形状にできる。

[0012] この実施例の展示用表示体100は、板紙製筒状体1の折り曲げられた両側端5もしくはその付近に一端側および他端側が保持もしくは固定された弾性部材9を有する。弾性部材9は、伸縮可能であるとともに、筒状体1の向かい合う両側端5が近接する方向に付勢する。

そして、展示用表示体100は、弾性部材9の付勢力により、向かい合う両側端5が近接する方向に筒状体1が変形することにより、自立可能となっている。かつ、展示用表示体100は、筒状体1を弾性部材9が伸張する方向に押しかつ折り畳み用折り目8にて折り曲げることにより、折り畳み可能である。

この弾性部材9の付勢力は、筒状体1を広げたとき、弾性部材9を抑えていた筒状体1の重みによる抑える力が除かれることにより発現する。筒状体1は、向かい合う両側端5が弾性部材9の付勢力(復元力)により、近づく方向に引張られることにより変形する。すなわち、筒状体1の両側端5を弾性部材9の付勢力で近づけることにより、表板2と裏板3の可撓性により、筒状体1は、外側へ円弧状に膨出する。弾性部材9の付勢力で両側端を内側へ引っ張ると表板2と裏板3には外側に円弧状(湾曲状)に膨出する応力が働くので、筒状体1は断面が略楕円状に保持される。

[0013] 弹性部材9の付勢力としては、筒状体1の折り畳み時の向かい合う両側端5の距離をaとしたとき、筒状体1を広げ、弾性部材9の付勢力により筒状体が変形したときの上記両側端5の距離が、0.9a～0.6a程度となるものであることが好ましい。

また、筒状体1を扁平に折畳むときは、弾性部材9を伸張する方向に押し(言い換えれば、上述した円弧状に変形した筒状体1を扁平となるように押し)、すなわち弾性部材9を復元力に抗して伸ばし、筒状体1を折り畳み用折り目8で折り返しされる。弾性部材の付勢力としては、円弧状に変形した筒状体1を扁平となる方向に容易に押圧可能であり、かつ、筒状体1を扁平状体とした後、折り畳み用折り目8で折り返して重ね合わせたとき、板紙の重みで折り畳み状態が保持できる程度であることが好ましい。

。

[0014] 弹性部材9は、筒状体1の折り曲げられた両側端5もしくはその付近に一端側および他端側が保持もしくは固定されている。

弾性部材9の保持ないし固定は、図1ないし図5に示すように、筒状体1の折り畳み

用折り目8の両側端5の対向する位置間とするのが好ましい。弾性部材9は、例えば、ゴム紐が好ましい。

ゴム紐9を筒状体の折り畳み用折り目8の両側端5に保持ないし固定すれば、ゴム紐9の付勢力により両側端5間は引張られ、表板2、裏板3と共に折り畳み用折り目8が円弧状に膨出した状態となるとともにその状態が保持される。すなわち、この実施例では、筒状体1の両側端5をゴム紐9で引っ張ることにより、表板2と裏板3は湾曲し前後に押し広げられ、折り畳み用折り目8も湾曲する。筒状体1の変形部分であれかつ弾性部材(ゴム紐)配置部位には、弾性部材(ゴム紐)による張力がかかっているので、筒状体を立てたときに折り目で折れ曲がることがなく、筒状体は安定した状態で自立できる。また、折り畳み用折り目8の両側端5にゴム紐9を備えてあるが、ゴム紐を付勢力に抗して伸張する方向に押し、その状態で筒状体1を折り畳み用折り目8で折り返して重合することによりコンパクトに折り畳みでき、折り畳み状態は、板紙の重みにより保持される。

[0015] 弾性部材9を筒状体1の折り畳み用折り目8の両側端に保持する構造について、図5を用いて説明する。

この実施例の展示用表示体100では、弾性部材9の一端側および他端側は、筒状体1の折り畳み用折り目8の両側端の対向する位置間にて保持もしくは固定されている。特に、この実施例では、弾性部材9の保持は、筒状体1の1又は複数箇所の両側端の対向位置に設けた弾性部材を通す取付け孔10と、取付け孔10に挿通した弾性部材を付勢状態にて筒状体の外部で止める止め部材とにより筒状体に保持されている。具体的に説明すると、筒状体1への弾性部材9の保持は、以下のように行われている。

筒状体1には、折り畳み用折り目8の両側端5の対向位置に弾性部材(例えば、ゴム紐)9を通す取付け孔10が設けられている。弾性部材(ゴム紐)9は、取付け孔10に挿通されるとともに、伸張状態(筒状体1の両側端5を近接する方向に付勢する状態)となるように、筒状体1の外部で止め部材11で止められている。止め部材11としては、この実施形態では、断面コ字型止め金具を用いている。この止め金具11は、両側に折り曲げ可能な側辺12を有する。弾性部材(ゴム紐)9の端部は、コ字型金具

11の内面にて折れ曲がり、止め金具11のカシメられた両側辺12により、止め金具11に固定されている。また、止め金具11は、表面に穴を備える。カシメられた両側辺12により固定されたゴム紐9の一部が、この穴に食い込ませるようにしてある。ゴム紐9は、その両端部がそれぞれ止め金具11で止められるとともに、筒状体1の両側端の取付け孔10を遊動可能に挿通している。このため、筒状体の自立又は折り畳みの際に、止め金具間(ゴム紐の両端部を保持する2つの止め金具間)で円滑に伸縮させることができる。なお、止め部材は、上記の止め金具に限るものではなく、ゴム紐の端部を結び止めること、また、他の適宜の止め具(例えば、ボタン)とすることができる。

上述した説明では、弾性部材を筒状体1の両側端に挿通して止め部材で止める場合を例にとり説明した。しかし、このようなものに限定されるものではなく、弾性部材は、その一端側および他端側を筒状体の折り曲げられた両側端5もしくはその付近の内側、或いは取付け孔等に適宜手段で保持もしくは固定して装着することもできる。

[0016] 図に示す実施例では、筒状体1は、折り畳み用折り目8より上部が下部より長く、かつ上部の円弧部7は両側から上部全体が開放されている。このため、筒状体1を折り畳み用折り目8で展開してゴム紐9で引っ張られると(言い換えれば、ゴム紐9が収縮すると)、筒状体1は、筒状体1の中央部より下方が、図1ないし図3に示すように膨出し、中央部より上方も同様に膨出する。そして、筒状体1は、筒状体1の上端の方ではゴム紐の張力による膨出が少なくなり、表板2と裏板3の間隔が段々と先が狭くなつた状態にて立つ。

また、上述した実施例では、折り畳み用折り目8は、一つのみ設けられているが、このようなものに限定されるものではない。例えば、筒状体としては、その縦の長さを長くし、筒状体の軸に対してほぼ直交する複数の折り目を筒状体の長手方向に離間して設けてもよい。そして、この場合、各折り目の両側端にゴム紐(弾性部材)を装着すれば、縦長の筒状体を各折り目にてゴム紐の付勢力で引っ張って膨出させて立てることができる。

また、上述した実施例の展示用表示体100では、ゴム紐(弾性部材)は、折り目に装着した場合を示したが、これに限られるものではなく、筒状体の折り目以外の部位、例えば、折り目付近或いはそれ以外の両側端の対向する位置に装着することもで

きる。

[0017] また、弾性部材は、図9および図10に示す実施例の展示用表示体200のように複数設けられていてもよい。この実施例の展示用表示体200は、筒状体1の長手方向の中央付近に設けられた一つの折り畳み用折り目8と、2つの弾性部材9a、9bを有している。

そして、第1の弾性部材9aは、折り畳み用折り目8より筒状体1の上端側に所定距離離した位置に設けられている。第2の弾性部材9bは、折り畳み用折り目8より筒状体1の下端側に所定距離離した位置に設けられている。弾性部材9a、9bとしては、上述した弾性部材9と同じものが使用される。また、弾性部材9a、9bの筒状体1への取り付け方法としても上述した方法が好適に利用される。

そして、第1の弾性部材9aは、折り畳み用折り目8と筒状体1の上端間の中間付近もしくは中間付近より折り畳み用折り目8側となる位置に設けられていることが好ましい。また、第2の弾性部材9bは、折り畳み用折り目8と筒状体1の下端間の中間付近もしくは中間より折り畳み用折り目8側となる位置に設けられていることが好ましい。

また、弾性部材9a、9bの付勢力としては、弾性部材配置部位における筒状体1の折り畳み時の向かい合う両側端5の距離をbとしたとき、筒状体1を広げ、弾性部材9a、9bの付勢力により筒状体が変形したときの上記両側端5の距離が、0.9b～0.6b程度となるものであることが好ましい。

また、筒状体1を扁平に折畳むときは、弾性部材9a、9bを伸張する方向に押し(言い換えれば、上述した円弧状に変形した筒状体1を扁平となるように押し)、すなわち弾性部材9a、9bを復元力に抗して伸ばし、筒状体1を折り畳み用折り目8で折り返しされる。弾性部材の付勢力としては、円弧状に変形した筒状体1を扁平となる方向に容易に押圧可能であり、かつ、筒状体1を扁平状体とした後、折り畳み用折り目8で折り返して重ね合わせたとき、重合し板紙の重みで折り畳み状態が保持できる程度であることが好ましい。

[0018] この実施例の展示用表示体100は、筒状体1の下端に取り付けられた足板13を有している。

図1ないし図4、図6、図8に示すように、この実施例の展示用表示体100は、筒状

体の下端に、筒状体1の膨出又は折り畳みに伴って中央の折り目14で展開又は折り畳み可能とした板紙製足板13を有する。

また、足板13には、折り目14の中央両側に起立又は折り畳み可能に設けられ、筒状体に貼着される貼着片17と、両側には折り目線より相反する方向に突出して設けられ、筒状体の自立時に筒状体の下端が当接可能な突片20を有するものである。

つまり、この実施例の展示用表示体100(200)は、筒状体1の下端に設けられ、筒状体1の自立時には展開可能であり、かつ、筒状体1の折り畳み時には、中央の折り目14にて折り畳み可能である板紙製足板13を有している。そして、足板13は、折り目14の中央両側に起立又は折り畳み可能に設けられるとともに筒状体1に貼着された貼着片17と、両側には折り目より相反する方向に突出し、筒状体1の自立時に筒状体の下端が当接可能な突片20とを備えている。

[0019] 図8の展開図に示す板紙製足板13の構成について説明する。

足板13は、厚紙或いは段ボール紙等板紙により作製されている。足板13は、筒状体1の幅とほぼ同じ又はそれ以上の直径を有する円形となっており、その中央部には、折り目14を備える。足板13は、折り目14で展開又は折り畳み可能となっている。足板13の大きさは、少なくとも筒状体1を立てるときに筒状体1が倒れないように支えることができる大きさとするのが好ましい。

足板13は、折り目14で一対の半円形状足板13aを折り曲げて2つ折り可能としたものである。足板13は、その折り目14の中央両側に所定の間隔をおいて起立又は折り畳み可能に設けられ、筒状体1に貼着される貼着片17と、両側で折り目14の線より相反する方向に突出した突片20と、突片を嵌合する嵌合孔21とを備える。筒状体1を開いたとき嵌合孔21に嵌合した突片20上に、筒状体1の下端が当接可能となっている。折り目14は、円形の足板13の中心線上で、貼着片17と突片20の間と、突片20と外周との間に設けられている。折り目14では、厚紙の中央に下面より厚みの中間まで入れられた切れ目の上部が折り目14となっている。両足板13aは、この折り目14により、上方にのみ折り畳み可能となっている。

足板13には、折り目14の中央部に位置し、ほぼ直交する方向に所定の幅を有し、ほぼ平行に設けられた2本の切り込み16と、その2本の切り込み16間を接続するよう

に、折り目14の線上の位置に入れられた切断線15とにより構成された向かい合う2つのコ字型(略矩形状)の貼着片17が設けられている。貼着片17は、基端に折り目18が設けられ、折り目18より上方に直角に折り曲げて起立可能に設けられ、又は折り目18で折り返して折り畳み可能に設けられている。

[0020] 折り目18では、厚紙の下面より厚みの中間まで入れられた切れ目の上部が折り目18となっている。貼着片17は、折り目18により上方にのみ折り曲げ可能となっている。向かい合う22つの貼着片17の所定の間隔は、筒状体1を膨出させた状態の筒状体の下端の間隔とほぼ同じとされている。すなわち、折り目14の線を中心とする折り目14から両側の折り目18までの長さを加えたものが、筒状体1を膨出させた状態の筒状体の下端の間隔とほぼ同じとされる。この貼着片17は、折り目18で折り畳んだ状態で、筒状体1の表板2と裏板3の内面下部に接着剤等により固着される。そして、筒状体1の自立又は折り畳みに伴って、足板13は、折り目14で展開又は折り畳み可能であり、貼着片17も折り目18で起立又は折り畳み可能となっている。筒状体1は、ゴム紐の付勢力で膨出する(膨出するように変形する)とともに、足板13の貼着片17により、筒状体1の下部が広げられて立てられることになる。

さらに、足板13には、筒状体1を立てたとき足板が折り目で折れるのを防ぐための立設時足板折れ曲がり抑制機構が設けられている。折れ曲がり抑制機構は、足板13の両側部に折り目14形成部位から延びるとともに、折り目14に対して相反する方向(反対向き)に延びる2つのコ字型切り込みにより形成されたコ字型嵌合孔21と、上記のコ字型嵌合孔21を形成する切り込みにより、それぞれの足板部13aに形成された折り目線14より突出する突片20とにより構成されている。なお、図8に示すように、突出片20には、折り目14は、形成されていない。この構造とすることにより、足板13の展開時に突片20はコ字型嵌合孔21に嵌め合せられて同一面となり、その上に筒状体1の下端が当接される。また、足板13を折り目14で折り畳む時は、図6に示すように、足板の突片20は、折り目線より真っ直ぐに突出した状態となる。突片20の長さは、少なくとも自立した筒状体1の円弧の下端が当接可能な長さとする。

[0021] 足板13を前記構造とすれば、筒状体1を前記のように開き、足板13を開いて床面に置いたとき、貼着片17で筒状体1の下部が所定の間隔に開かれて保持され、足板

の両側において足板の折れ目線から相反する方向に突出して設けられた突片20が反対側の足板の嵌合孔21に嵌合されて同一面となり、その上に開いた筒状体の下端が当接する状態となる。このため、開いた足板13の対称位置において、突片20が筒状体1の下端で押さえられており、筒状体の表側或いは裏側に風等が当たって倒れる方向に力がかかった際、対称に設けた突片20の作用で足板が折れ目で折れ曲がるのを防ぎ、筒状体が倒れるのを防ぐことができる。すなわち、2つ折りの足板13は展開して、その一方の足板部13aの突片20が他方の足板部13aの嵌合孔21に嵌合した状態にて、床面に置くことにより、突片20の作用で足板が折れ目で折れ曲がるのを防ぐ。従って、筒状体に風が当たり倒す力がかかっても、足板が上方へ折れて筒状体が倒れるのを防ぐことができる。

折り畳むときは、筒状体を持ち上げれば、足板13の折り目14は折り返し自由となり、簡単に折り畳むことができる。

なお、足板の外形、貼着片、突片は前記の形状に限られるものでなく、適宜の形状とすることができる。

[0022] 本発明の展示用表示体の作用について説明する。

本発明の展示用表示体を広げて立てるときは、図6に示すように折畳んだ状態の筒状体1を図1ないし図3に示すように広げて延ばすことにより行われる。筒状体1を広げて延ばすことにより、弾性部材9の付勢力(復元力、収縮力)により、筒状体1の両側端が近づく方向に引張られ、筒状体1は、断面円弧状(彎曲状)に膨出(変形)し、同時に下部の足板13が広げられて筒状体1を広げた状態に保持して自立する。この展示用表示体は、自立状態にて、床面等に安定して置くことができ、広告、宣伝、案内等の表示として立てて展示できる。

そして、上述した実施例の展示用表示体では、足板13には、貼着片17を所定の間隔で起立又は折り畳み可能に設けられているので、貼着片の起立又は折り畳みで筒状体の下部を開閉できる。また、足板13の両側に相反する方向に突片20を設ければ、筒状体1を広げて展示用表示体を床面等に置いて立てたとき、筒状体の下端で突片20を押さえるので、筒状体に風等が当たっても足板が折れ目で折れるのを防ぎ、展示用表示体が倒れるのを防止することができる。

図6に示すように、展示用表示体は、先ず筒状体1を弾性部材の付勢力に抗して押して伸張して扁平とし、中央の折り畳み用折り目8で折り返し、かつ足板13を中心の折り目14で折り畳み、貼着片17を折り目18で折り畳み、扁平として折り畳んだ筒状体に沿わせることにより、容易に折り畳むことができ、折り畳まれた表示体は、コンパクトなものとなり、運搬が容易である。

[0023] 以上の実施形態を示したが、この発明はこの形態に限定されるものではなく、この発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の形態を実施しうるものである。上記実施形態では、表示体(筒状体)、足板等を段ボール製或いは厚紙製の板紙により構成した場合について説明した。しかし、これに限られるものではなく、表示体(筒状体)、足板は、合成樹脂、金属製等の板材などで作成することもできる。

産業上の利用可能性

[0024] 本発明の展示用表示体によれば、筒状体の長手方向の中央付近に設けられた1つの折り畳み用折り目もしくは該筒状体の長手方向に離間して設けられた複数の折り畳み用折り目で長手方向に折り畳み又は展開できる。また、展示用表示体を立てる時には、両側端を近接する方向に付勢する弾性部材の付勢力により筒状体を変形させて自立させることができる。本発明の展示用表示体は、広告、宣伝、案内等の表示として立てて展示でき、また、折り畳むときには、弾性部材が伸張する方向に押して表示体を扁平として折り目にて折り曲げて折り畳むことができる。また、組立て方法が簡単なので、店頭、ショウルーム等での展示・設置の時間や手間を大幅に短縮することができる。

また、展示用表示体は、全て板紙で製作すれば、軽量で持ち運び、展示、保管等に便利であり、安価に提供でき、リサイクルも可能で、廃棄処分も簡単で便利である。

[0025] そして、弾性部材を筒状体の折り畳み用折り目の両側端間の対向する位置に保持もしくは固定するものとすれば、自立時に弾性部材による付勢力で折り目が表裏両面とともに湾曲状に保持でき、折り目の折れ曲がりを防止できる。また、弾性部材は、筒状体の両側位置に設けた取付け孔に挿通して付勢状態で止め部材で保持するものとすれば、弾性部材を簡単に筒状体に装着できる。弾性部材としてゴム紐を使用すれば、装着、保守管理も容易である。

[0026] また、筒状体の下端に筒状体の自立又は折り畳みに伴って中央の折り目で展開又は折り畳み可能とした板紙製足板を備えるものとすれば、展示用表示体を開いて立てるときは足板も同時に展開して展示用表示体を簡単に自立させて床面等に安定して置くことができ、展示用表示体を折り畳むときは、筒状体と共に足板を閉じてコンパクトに折り畳むことができる。

また、足板として、折り目の中央両側に筒状体に貼着される貼着片が起立又は折り畳み可能に設けられ、両側には折り目線より相反する方向に前記筒状体の自立時に筒状体の下端が当接可能な突片を有するものとすれば、貼着片の起立又は折り畳みで筒状体の下部を開閉できるとともに、筒状体を自立させた時足板を同時に開いて筒状体の下端を突片の上に当接させることができる。このため、展示用表示体を床面等に置いて立てたとき、筒状体に風等が当つても足板が折り目で折れるのを防いで展示用表示体が倒れるのを防ぐことができる。

請求の範囲

[1] 両側端が折り曲げられた板紙製筒状体からなり、かつ該板紙製筒状体の長手方向の中央付近に設けられるとともに該筒状体の軸に対してほぼ直交するように形成された1つの折り畳み用折り目もしくは該筒状体の長手方向に離間して設けられるとともに該筒状体の軸に対してほぼ直交するように形成された複数の折り畳み用折り目を備えた展示用表示体であつて、

前記板紙製筒状体は、前記折り曲げられた両側端もしくはその付近に一端側および他端側が保持もしくは固定された弾性部材を有し、該弾性部材は、伸縮可能であるとともに前記筒状体の前記両側端が近接する方向に付勢するものであり、そして、前記展示用表示体は、前記弾性部材の付勢力により、前記両側端が近接する方向に前記筒状体が変形することにより自立可能であり、かつ、前記筒状体を前記弾性部材が伸張する方向に押しかつ前記折り目にて折り曲げることにより、折り畳み可能であることを特徴とする展示用表示体。

[2] 前記弾性部材の前記一端側および前記他端側は、前記筒状体の折り畳み用折り目の両側端の対向する位置にて保持もしくは固定されている請求項1に記載の展示用表示体。

[3] 前記弾性部材は、前記筒状体の両側端の対向位置に設けた前記弾性部材を通す取付け孔と、該取付け孔に挿通した弾性部材を付勢状態にて前記筒状体の外部で止める止め部材とにより前記筒状体に保持されている請求項1又は2に記載の展示用表示体。

[4] 前記弾性部材は、ゴム紐である請求項1ないし3のいずれかに記載の展示用表示体。

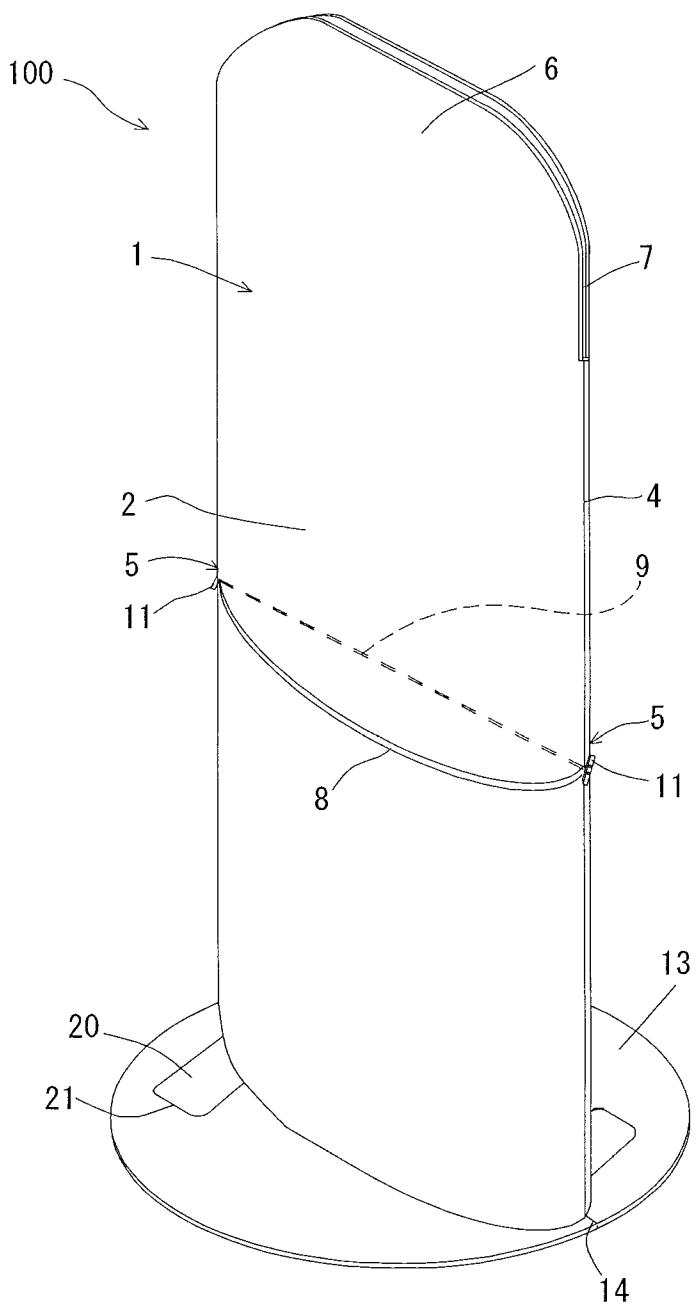
[5] 前記展示用表示体は、前記筒状体の下端に設けられ、前記筒状体の自立時には展開可能であり、かつ、前記筒状体の折り畳み時には、中央に設けられた折り目にて折り畳み可能である板紙製足板を有する請求項1ないし4のいずれかに記載の展示用表示体。

[6] 前記足板は、前記折り目の中央部の両側に起立又は折り畳み可能に設けられるとともに前記筒状体に貼着された貼着片と、両側には折り目より相反する方向に突出し、

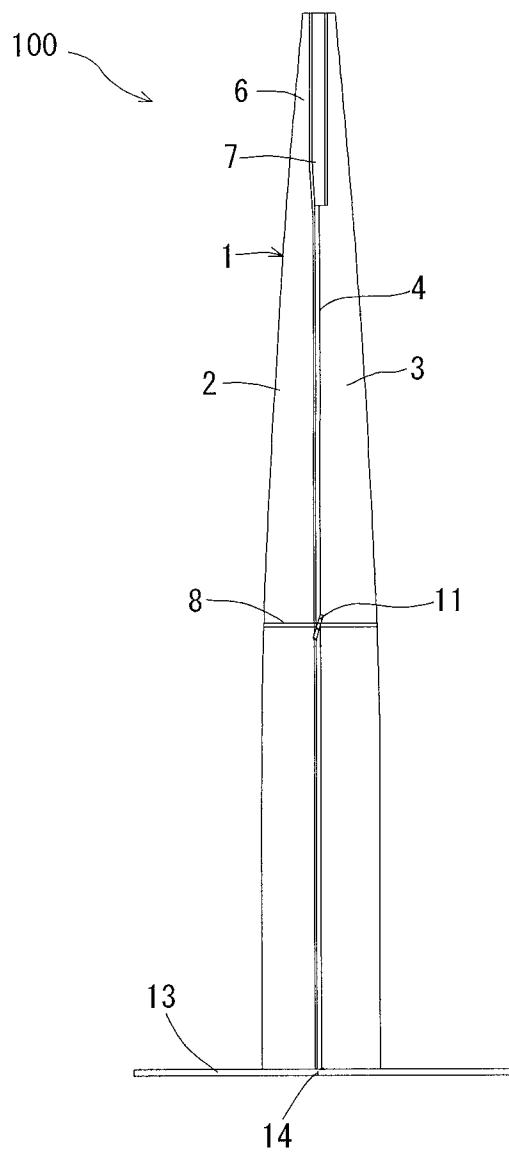
前記筒状体の自立時に筒状体の下端が当接可能な突片とを備えている請求項5に記載の展示用表示体。

- [7] 前記展示用表示体は、前記筒状体の長手方向の中央付近に設けられた一つの前記折り畳み用折り目と、2つの前記弹性部材を有するものであり、第1の弹性部材は、前記折り畳み用折り目より前記筒状体の上端側に所定距離離間した位置に設けられ、第2の前記弹性部材は、前記折り畳み用折り目より前記筒状体の下端側に所定距離離間した位置に設けられている請求項1ないし6のいずれかに記載の展示用表示体。
- [8] 前記第1の弹性部材は、前記折り畳み用折り目と前記筒状体の上端間の中間付近もしくは中間付近より前記折り畳み用折り目側となる位置に設けられている請求項7に記載の展示用表示体。
- [9] 前記第2の弹性部材は、前記折り畳み用折り目と前記筒状体の下端間の中間付近もしくは中間付近より前記折り畳み用折り目側となる位置に設けられている請求項7または8に記載の展示用表示体。

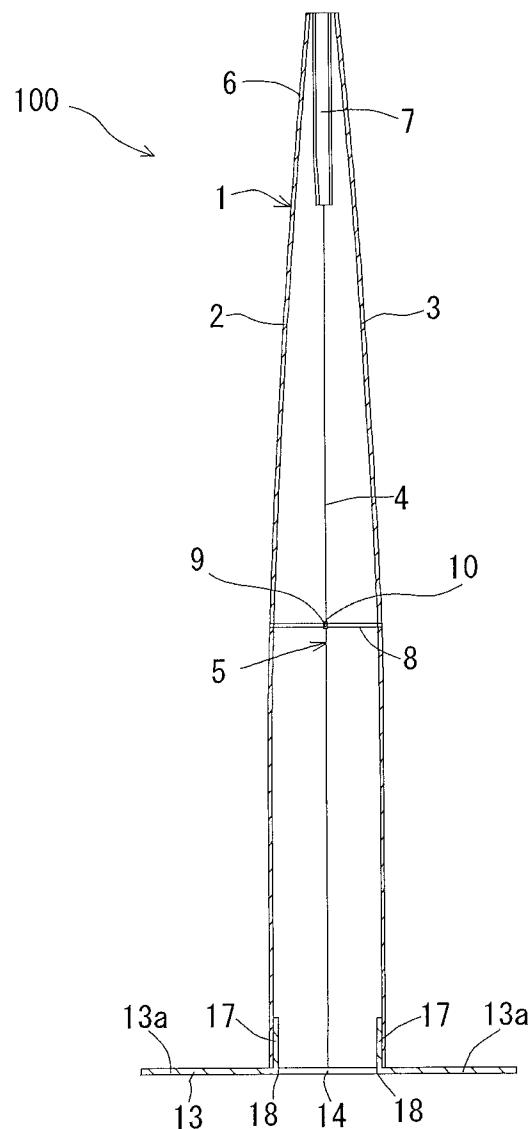
[図1]



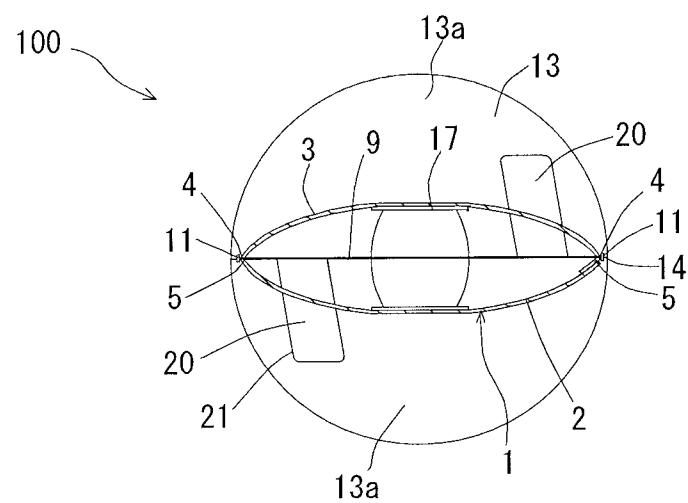
[図2]



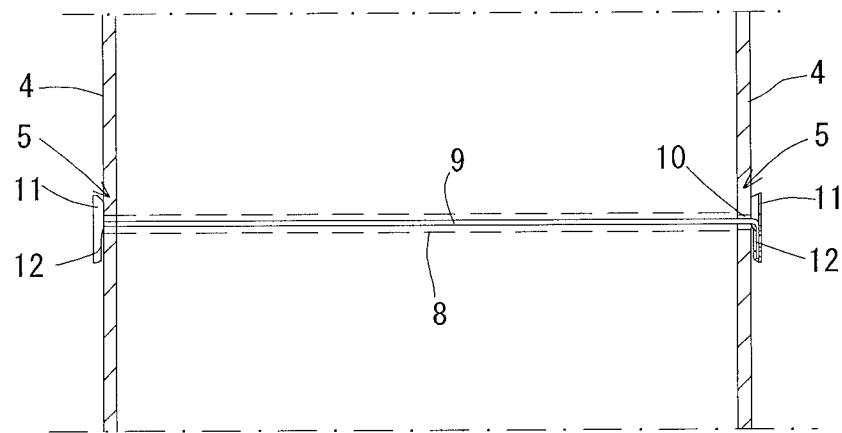
[図3]



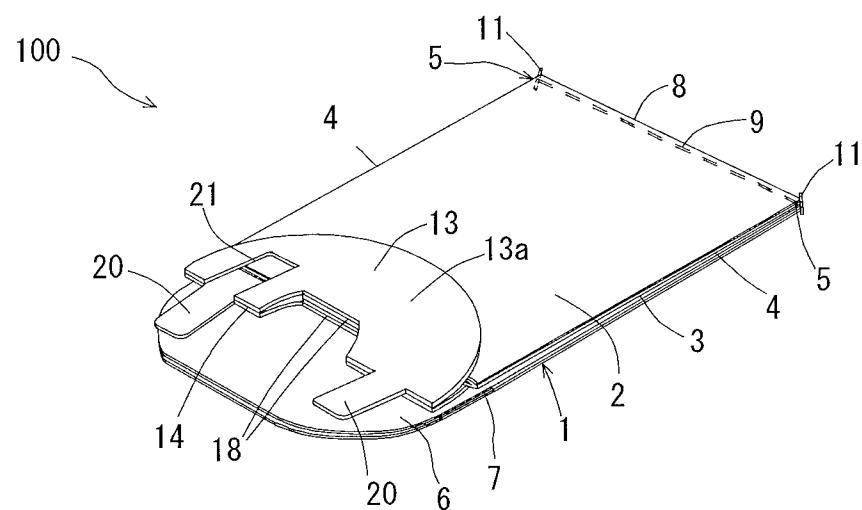
[図4]



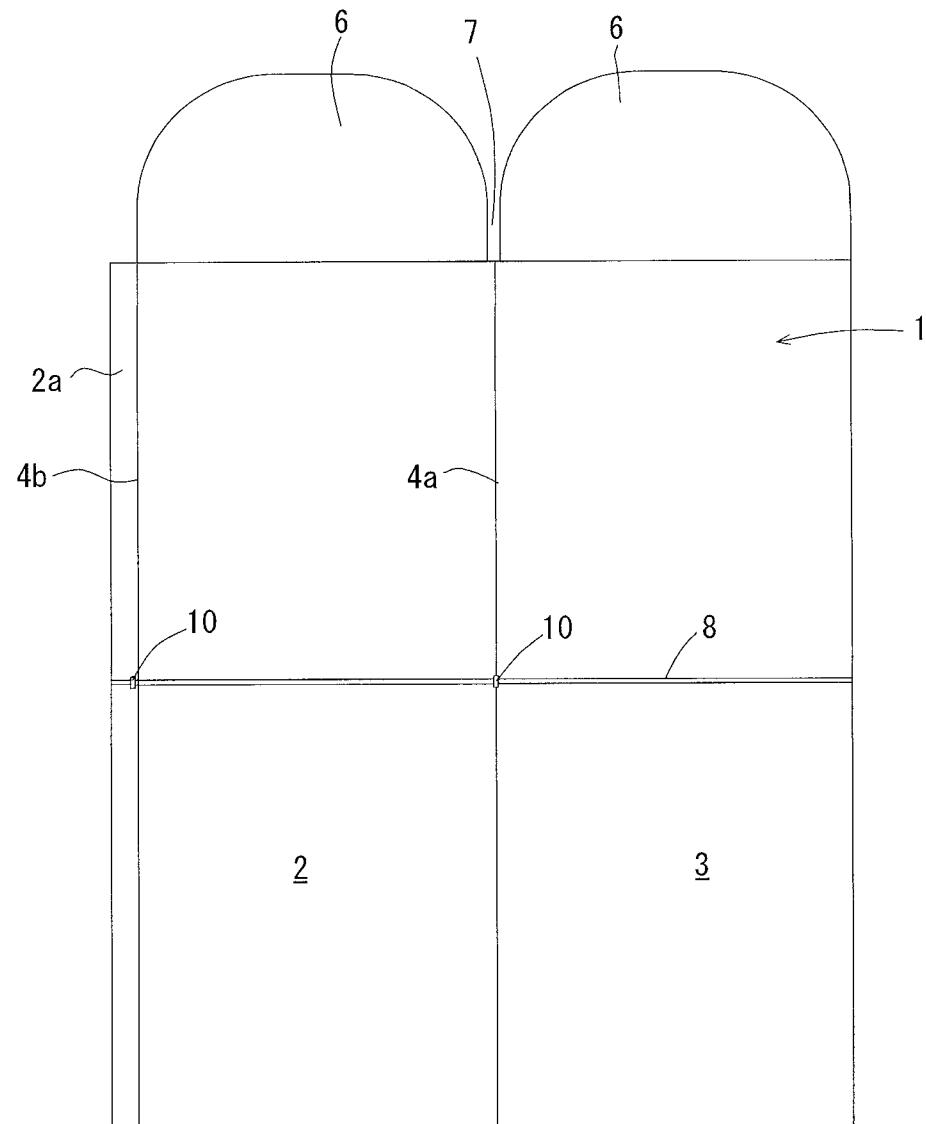
[図5]



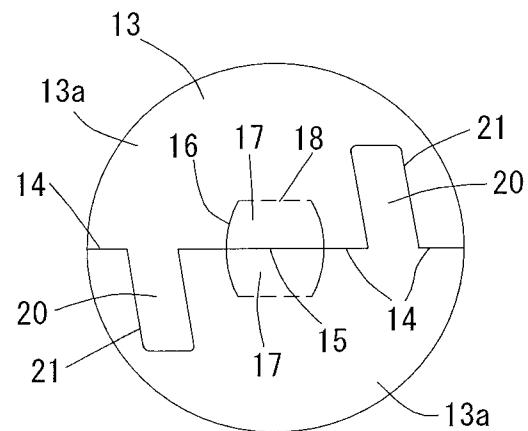
[図6]



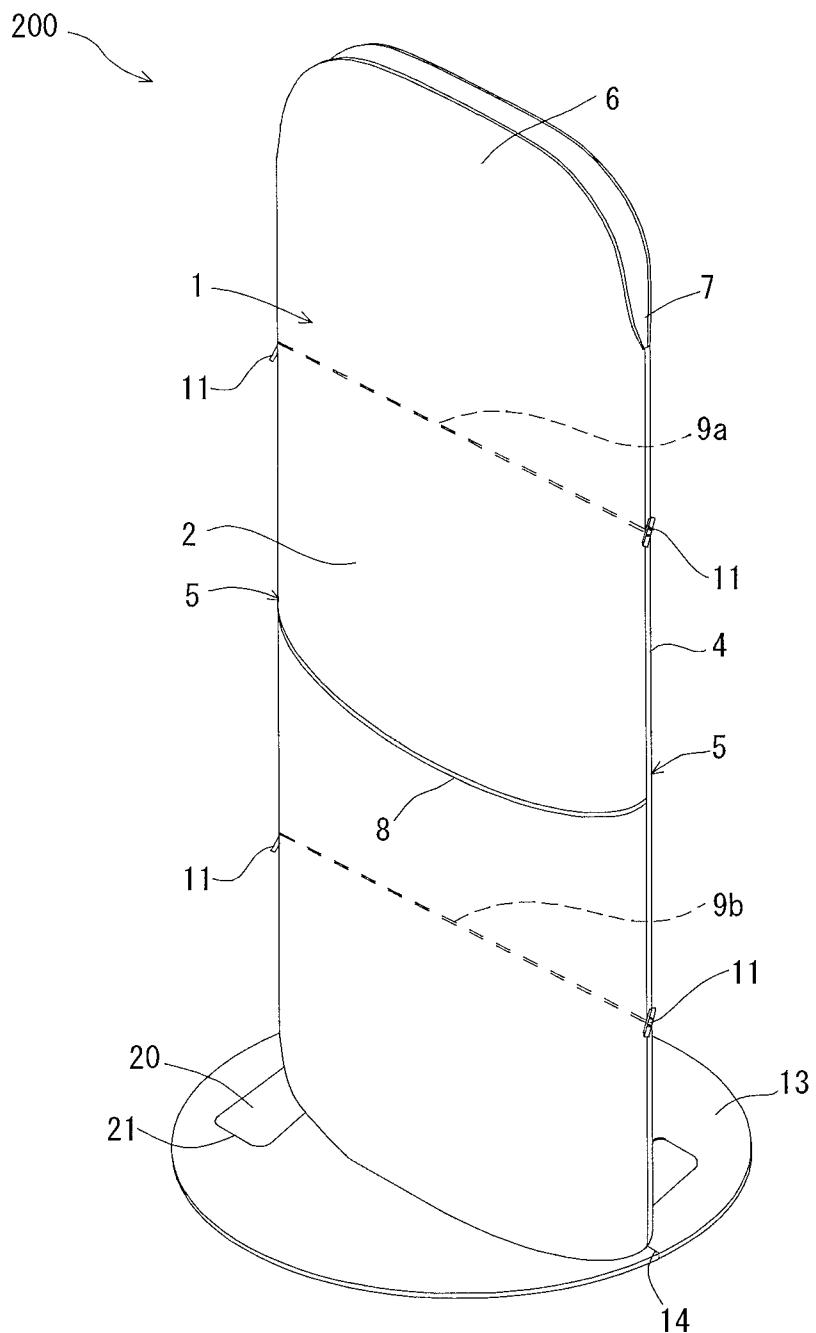
[図7]



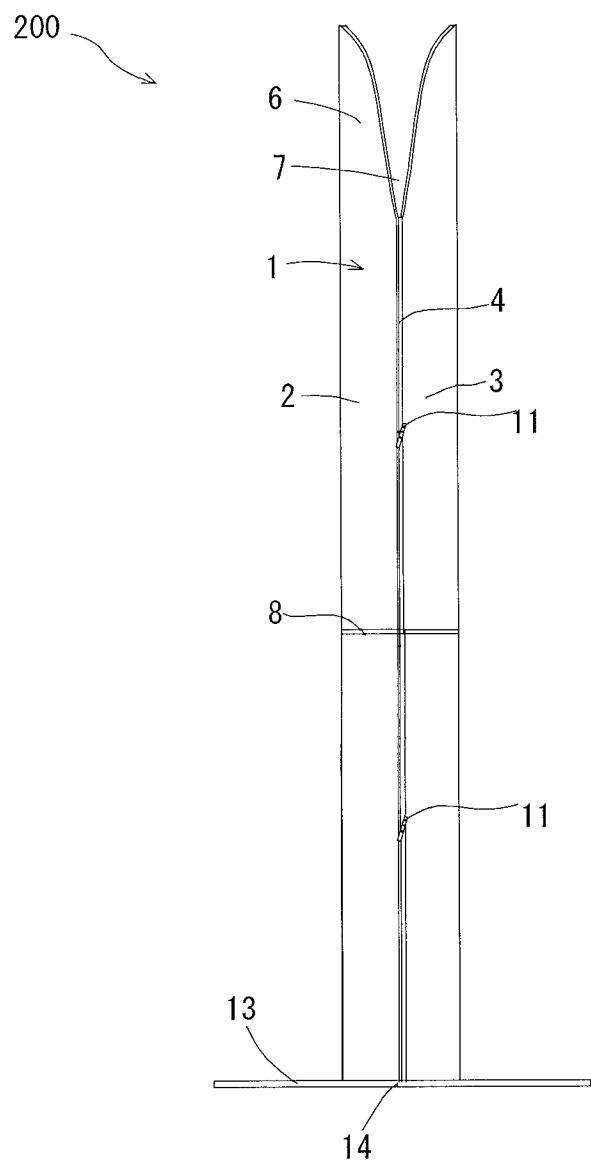
[図8]



[図9]



[図10]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2006/313151

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
G09F1/08 (2006.01) i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
G09F1/08

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2006
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2006	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2006

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y A	JP 2005-10498 A (Kabushiki Kaisha Rinkusu), 13 January, 2005 (13.01.05), Full text; Figs. 1 to 14 (Family: none)	1-5, 7-9 6
Y A	Microfilm of the specification and drawings annexed to the request of Japanese Utility Model Application No. 202110/1986 (Laid-open No. 103465/1988) (Kabushiki Kaisha Tanakaya), 05 July, 1988 (05.07.88), Full text; Figs. 1 to 16 (Family: none)	1-5, 7-9 6

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

- "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date
- "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
13 September, 2006 (13.09.06)

Date of mailing of the international search report
19 September, 2006 (19.09.06)

Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Faxsimile No.

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2006/313151

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y A	JP 2003-530602 A (L' HÔTEL, François), 14 October, 2003 (14.10.03), Full text; Figs. 1 to 17 & WO 2001/078040 A1 & AU 6575200 A & BR 7143 A	1-5, 7-9 6
A	JP 7-319384 A (Kabushiki Kaisha Tanakaya), 08 December, 1995 (08.12.95), Full text; Figs. 1 to 4 (Family: none)	6

A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC))

Int.Cl. G09F1/08 (2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC))

Int.Cl. G09F1/08

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2006年
日本国実用新案登録公報	1996-2006年
日本国登録実用新案公報	1994-2006年

国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y	JP 2005-10498 A(株式会社リンクス)2005.01.13 全文, 第1-14図(ファミリーなし)	1-5, 7-9
A		6
Y	日本国実用新案登録出願61-202110号(日本国実用新案登録出願公開 63-103465号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマ イクロフィルム(株式会社タナカヤ)1988.07.05	1-5, 7-9
A	全文, 第1-16図(ファミリーなし)	6

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
- 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
- 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献(理由を付す)
- 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

- 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
- 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
- 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
- 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

13.09.2006

国際調査報告の発送日

19.09.2006

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/JP)

郵便番号100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官(権限のある職員)

秋山 齊昭

2T

9815

電話番号 03-3581-1101 内線 3266

C (続き) . 関連すると認められる文献		関連する 請求の範囲の番号
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	
Y	JP 2003-530602 A(ロテル、フランソワ)2003.10.14 全文, 第1-17図 & WO 2001/078040 A1 & AU 6575200 A & BR 7143 A	1-5, 7-9
A		6
A	JP 7-319384 A(株式会社タナカヤ)1995.12.08 全文, 第1-4図 (ファミリーなし)	6